

第2節 人権教育の背景

1 人権教育をめぐる国際的潮流

(1) 国連と人権教育

ア 世界人権宣言の制定

20世紀初めまでは、ある一つの国で発生した人権問題は、その国だけの問題として解決が図られていた。しかし、第二次世界大戦は、国内における人権侵害行為が、他国を侵略するという対外的な行為と密接な関係にあるということを明らかにした戦争であった。また、その解決には多国間の協力と国際的な人権保障基準が必要であることを実証した戦争でもあった。

第二次世界大戦終結直後、新たな国際関係の在り方を構築するために、連合国によって国際連合（以下、「国連」という。）が組織され、同時に、国際連合憲章（以下、「国連憲章」という。）が発効した。これは、人権の国際的保障の必要性を宣言した初めての国際的文書である。

ただし国連憲章は、人権の国際的な保障の必要性を強調してはいるが、その具体的な内容を規定する条項は存在なかった。そこで、国連では、経済社会理事会が人権委員会を設置し、国際人権章典草案の作成など、国際的な人権保障の基準づくりに着手した。そして、国際人権章典の宣言として成立したのが、「世界人権宣言」（1948年）である。

この世界人権宣言は、人権は「いつでも、どこでも、だれにでも」保障されるという普遍的なメッセージであるとともに、国連が中心となって国際的な人権保障の基準づくりを行うことと、その遵守を国際的に求めていこうとするものであった。

この宣言は、世界の国々に対して、法的な拘束力を持っているわけではない。しかし、それぞれの国は、世界人権宣言で示されている人権条項や内容を実現するための政治的・道義的な責任を負っているものと考えられている。

イ 人権関係諸条約と国際年等―国連の取組―

その後、国連では、国際的な人権保障基準づくりを目指して、様々な人権関係諸条約を作成・採択した（資料「国連が中心となって作成した人権関係諸条約」14頁参照）。

とりわけ「国際人権規約」（1966年）は、世界人権宣言の精神に法的拘束力を持たせるために作成され、条約化されたものであり、国際人権保障の根幹をなすものである。国際人権規約は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約としてのA規約（社会権規約）と市民的及び政治的権利に関する国際規約であるB規約（自由権規約）から構成されている。

また、国連では、国連総会において、国際社会が一定期間を通じて一つの共通した問題に取り組む国際年や、国際10年を決定している。そのテーマについては、国連が本来目指すところの平和的・経済的・社会的発展、人権の促進などの目標にてらして選択されている。

さらに様々な国際デーも設定されているが、昭和25（1950）年には、国連総会において、世界人権宣言採択の日である12月10日を「人権デー」とすることが決議された。これを受け

て我が国では、毎年12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」としている。

また本県でも11月11日から12月10日までを「差別をなくする強調月間」として、広く県民に人権意識の高揚を呼びかけている。

ウ 共生を目指して

－国際的な取組－

こうした国連を中心とした、諸条約の制定や国際年の設定を通じての取組によって、様々な人権問題の解決が、国際的な規模で図られ、大きな成果をおさめてきた。

(ア) 女性差別解消に向けた取組

国連は、その発足当初から女性の権利の保障や地位の向上などを重要課題としていた。

昭和50（1975）年には国際婦人年や国際婦人の10年を設定するとともに、これらを契機に女性差別撤廃条約を制定した。

また、女性の人権に関する世界女性会議などのさまざまな国際会議を主催し、世界の女性の力を結集して、その地位の向上を目指してきた。その結果、国際社会において「女性の権利は、人権である」という共通認識が生まれ、女性の権利は、国際社会で早急に確立されるべき重要な人権問題であることが明らかにされた。

《主な国際年》

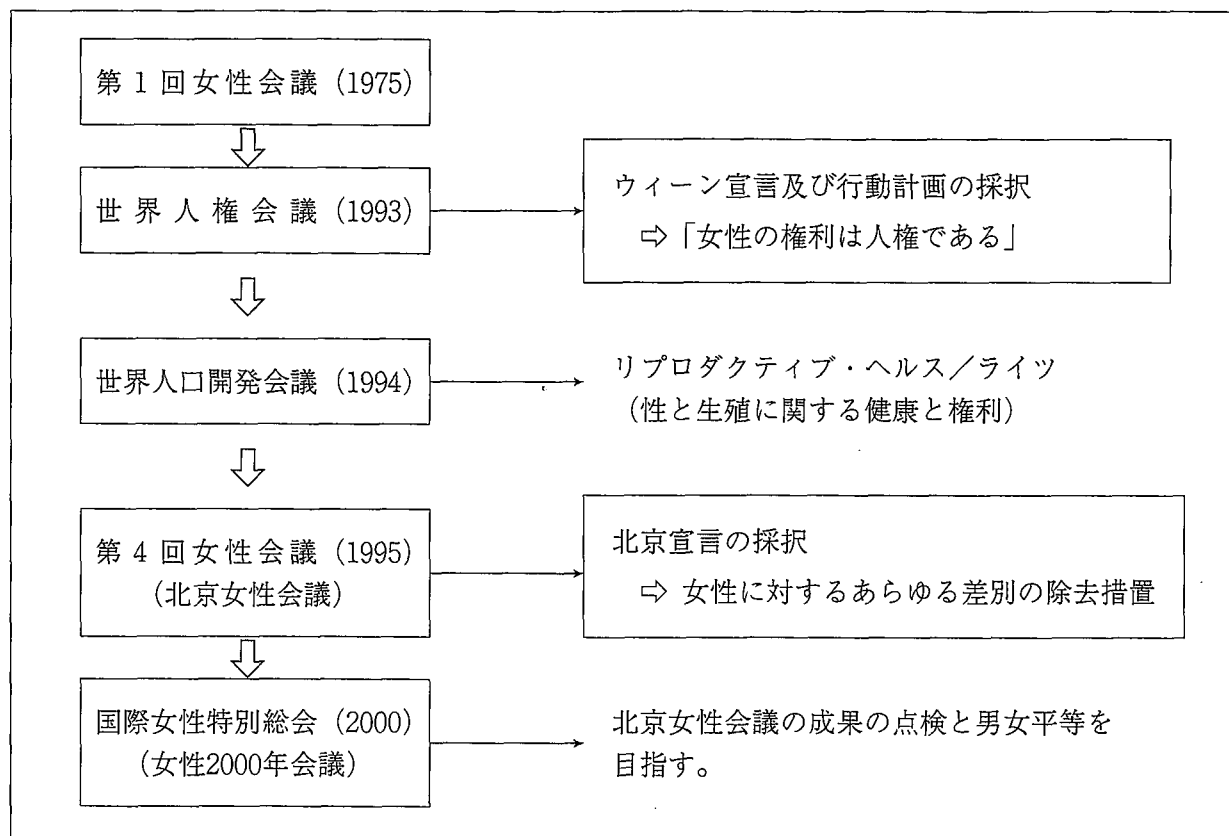
1959	世界難民年（～1960）
1968	国際人権年
1970	国際教育年
1971	人種差別と闘う国際年
1975	国際婦人年
1979	国際児童年
1981	国際障害者年
1982	南アフリカ制裁国際年
1986	国際平和年
1987	家のない人々のための国際居住年
1990	国際識字年
1993	世界の先住民の国際年
1994	国際家族年
1995	国際寛容年
1996	貧困撲滅のための国際年
1998	世界人権宣言50周年
1999	国際高齢者年
2000	平和の文化のための国際年
2001	ボランティア国際年 国連文明間の対話年 人種主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する動員の国際年

《主な国際10年》

1983～1992	国連障害者の10年 第2次人種差別と闘う10年
1988～1997	世界文化発展の10年
1993～2002	アジア太平洋障害者の10年 第3次人種差別と闘う10年
1994～2003	世界の先住民の国際の10年
1995～2004	国連人権教育のための10年
1997～2006	貧困撲滅のための国連の10年

（国連広報センター資料より作成）

《女性問題にかかわる国際会議》



ウ 障害者の人権確立に向けた取組

昭和50 (1975) 年の国連総会において採択された「障害者の権利宣言」は、「障害者」という言葉の定義を述べながら、障害者の権利について、

- 人間としての尊厳が尊重される権利を生まれながらに有し、おかれたいかなる状況による例外もなしに、市民としての基本的権利を有すること
- 可能な限りの自立を意図した施策や、その能力や技術を最大限に開発させるようなサービスを受ける権利を有すること
- 経済的かつ社会的保障を受け、相応の生活水準を保つ権利を有することなど幅広い規定を盛り込みながら、加盟各国が、この宣言を障害者の権利保護のための共通の基礎及び指針とした取組を進めるよう求めている。

その後、昭和56 (1981) 年には国際障害者年が設定された。その目標テーマは、「完全参加と平等」であり、具体的には、社会生活及び社会の発展への完全な参加、社会の人々との平等な生活などを意図したものであった。

これらの取組を通じて、障害者問題は根底から見直され、障害者の人権を社会全体の問題としてとらえ、その解決のために様々な施策を展開していくことの必要性が明らかにされていった。

(2) 我が国の取組

日本は、こうした国際的な人権の保障・確立に関する様々な取組を踏まえながら、国際条約を批准したり、国際的な行動計画を国内の施策に取り入れたりするとともに、それを契機に国内法の整備等を行うなどして、施策の充実を図ってきた。

例えば、女性差別撤廃の問題については、昭和60（1985）年に女性差別撤廃条約を批准するとともに、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等を目指し、男女雇用機会均等法を制定した。また、北京女性会議の成果を踏まえて、「男女共同参画プラン」（平成8年）、続いて「男女共同参画社会基本法」（平成9年）を制定するなど、男女が共同で築いていく社会の実現を目指す新たな取組を進めている。

また、障害者の人権にかかわっては、国際障害者年を契機として、昭和55（1980）年に国際障害者年推進本部を設置し、「完全参加と平等」を目指す様々な事業を実施することとなった。さらに昭和57（1982）年以降は、国連障害者の10年にあわせて、障害者問題解決のための国の施策を推進するとともに、「障害者基本法」（心身障害者基本法を改称）を制定するなどして、「完全参加と平等」という障害者施策の基本的な方向性を明確にした取組を進めている。

(3) 人権教育のための国連10年

ア 経過

第二次世界大戦後、国連は世界人権宣言や国際人権規約をはじめ様々な人権に関する諸条約を作成し、国際的な人権保障基準の確立を目指してきた。

人権教育に関しては「教育における差別待遇の防止に関する条約」（1960）や「人権教育に関する国際会議最終文書」（1978）などを踏まえながら、ウィーン世界人権会議（1993）やユネスコのモントリオール国際会議（1993）において、「人権教育のための国連10年」の構想が提唱された。

そして、1994年12月の国連総会において行動計画とともに採択されるに至ったのである。人権教育のための国連10年の取組は、戦後50年にわたる、国連を中心とした国際的な人権保障・確立の取組の集大成であり、21世紀を「人権の世紀」として一人ひとりの人権が尊重される社会づくりを実現させるための取組でもある。

イ 背景

- 冷戦終了後、東西対立の崩壊とともに起きた地域的な紛争や内戦と、それにともなう顕著な人権侵害など、深刻な問題の発生への危機感。
- ボーダーレス化・国際化にともなう文化・習慣・制度などの違いによるトラブルの多発と、そのため「共生の心」を醸成する。
- 人権の擁護を目指す世界的規模での運動の盛り上がり。

ウ 期間

1995（平成7）年～2004（平成16年）

エ 内容

「人権教育のための国連10年」行動計画は、全体が99項目からなり、以下のように構成されている。

(ア) 人権教育の定義と目的

人権教育を「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義し、その目指すものとして、次の5点をあげている。

- 人権と基本的自由の尊重と強化
- 人格及び人格の尊厳に対する感覚の十分な発達
- 全ての国家、先住民、及び人種的、民族的、種族的、宗教的及び言語的集団の間の理解、寛容、ジェンダーの平等並びに友好の促進
- 全ての人が自由な社会に効果的に参加できるようにすること
- 平和を維持するための国連の活動の促進

(イ) 法的な基礎

国際法上の法的な基礎とし、世界人権宣言（26条）、国際人権規約（13条）、子どもの権利条約（29条）、女性差別撤廃条約（10条）などを指摘し、これら国際法への注意を喚起するとともに、諸権利の不可分性・相互関連性の重視をうたっている。

(ウ) 「人権教育のための国連10年」の目的

- 学校をはじめ、あらゆる段階での学習の場において人権教育を推進するためのニーズの評価と効果的な戦略の策定
- 国際社会、地域、国内及び地方の各レベルにおける人権教育計画と能力の構築、及び強化
- 人権教育教材の調整のとれた開発
 - ・研修参加者が能動的に参加できる教授方法
 - ・対象者の生活と距離感のない、日々の暮らしに直接関係した研修内容
 - ・研修対象者にあわせた、参加しやすい多様な研修コース
- 人権教育促進におけるマスメディアの役割と能力の強化
- 様々な方法を駆使しての、世界人権宣言の地球的規模での普及

(エ) 人権教育の主体と対象

- 主体：各国政府。その他各国人権委員会、オンブズマン等関係機関
- 対象：・「専門家でない一般の人々」
 - ・裁判官、公務員、教員など人権教育にかかわりの深い「専門家」

(オ) 担当機関

各国において国内の中心的機関を指定し、国内行動計画を策定

(カ) 実施のプログラム

(ウ)の目的に即したプログラムの作成

「人権教育のための国連10年」決議をうけて、政府は推進本部を設置するとともに（平成7年）、国内行動計画を策定し（平成9年）、関連施策の総合的推進を図ることとした（209頁）。この間、地域改善対策協議会意見具申（平成8年）は、人権教育のための国連10年の取組も

視野におさめながら、「平和のないところに人権はなく、人権のないところに平和は存在しない」ことが世界の共通認識になりつつあること、21世紀を「人権の世紀」とするため、国際社会の一員として、積極的にあらゆる差別解消に向けた取組を進めていく責務があることを強調した。その上で、同和問題の早期解決を目指すため、今後はこれまでの同和教育の成果や手法への評価を踏まえ、人権教育に発展的に再構築していくことを提起した。また、国内行動計画においても、こうした地域改善対策協議会意見具申が示した認識を踏まえることの重要性が指摘されている。

このように、我が国の人権教育の新たな展開に当たっては、国連を中心に世界的規模で進められてきた人権保障の取組を踏まえた近年の国際的潮流、特に人権教育のための国連10年の取組が重要な契機の一つとなっているのである。

《国連が中心となって作成した人権関係諸条約 平成14年2月現在》

	名 称	採択年月日	発効年月日	締約 国数	日本が締結 している条約
1	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約	1966.12.16	1973. 1. 3	145	○(1979. 6.21)
2	市民的及び政治的権利に関する国際規約	1966.12.16	1976. 3.23	148	○(1979. 6.21)
3	市民的及び政治的権利に関する国際規約の第1選択議定書*	1966.12.16	1976. 3.23	101	
4	市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書(死刑廃止)*	1969.12.15	1991. 7.11	46	
5	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約	1965.12.21	1969. 1. 4	161	○(1995.12.15)
6	アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約*	1973.11.30	1976. 7.18	101	
7	スポーツ分野における反アパルトヘイト国際条約*	1985.12.10	1988. 3. 4	58	
8	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	1979.12.18	1981. 9. 3	168	○(1985. 6.25)
9	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書*	1999.10. 6	2000.12.22	30	
10	集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約*	1948.12. 9	1951. 1.12	133	
11	戦争犯罪及び人道に対する罪に対する時効不適用に関する条約*	1968.11.26	1970.11.11	45	

12	奴隷改正条約**					
	①	1926年の奴隷条約*	1926. 9. 25	1927. 3. 9	78	
		1926年の奴隷条約を改正する議定書*	1953. 10. 23	1953. 12. 7	59	
	②	1926年の奴隷条約の改正条約**	1953. 12. 7	1955. 7. 7	94	
13	奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制度に類似する制度及び慣行の廃止に関する補足条約*		1956. 9. 7	1957. 4. 30	119	
14	人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約		1946. 12. 2	1951. 7. 25	74	○(1958. 5. 1)
15	難民の地位に関する条約		1951. 7. 28	1954. 4. 22	138	○(1981. 10. 3)
16	難民の地位に関する議定書		1967. 1. 31	1967. 10. 4	137	○(1982. 1. 1)
17	無国籍の削減に関する条約*		1961. 8. 30	1975. 12. 13	26	
18	無国籍者の地位に関する条約*		1954. 9. 28	1960. 6. 6	54	
19	既婚婦人の国籍に関する条約*		1957. 1. 29	1958. 8. 11	70	
20	婦人の参政権に関する条約		1952. 12. 20	1957. 7. 7	115	○(1955. 7. 13)
21	婚姻の同意、最低年齢及び登録に関する条約*		1962. 11. 7	1964. 12. 9	49	
22	拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰の禁止に関する条約		1984. 12. 10	1987. 6. 26	123	○(1999. 6. 29)
23	児童の権利に関する条約		1989. 11. 20	1990. 9. 2	191	○(1994. 4. 22)
24	児童の武力紛争への参加に関する児童の権利に関する条約の選択議定書		2000. 5. 25	2002. 2. 12	14	
25	児童売買、児童売春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書		2000. 5. 25	2002. 1. 18	17	
26	全ての移住労働者及びその家族の権利保護に関する条約*		1990. 12. 18	未 発 効	18	

(締結年月日)

* 仮称

** 「1926年の奴隷条約を改正する議定書」により改正された「1926年の奴隷条約」が「1926年の改正条約」である。

締結国となる方法には、(1)改正条約の締結と、(2)奴隷条約の締結及び改正議定書の受諾との二つがある。

※資料提供：外務省総合外交政策局国際社会協力部人権人道課

2 我が国の人権教育

(1) 同和教育のあゆみ

ア はじめに

同和教育は、昭和20年代、差別による貧困の中で長期の不就学を余儀なくされている部落の子どもたちの置かれた現実に、一部教師たちの、その学力保障、進路保障の草の根的な教育実践から始まった。そして、昭和40年の同和対策審議会答申以降は、学校教育、社会教育の分野でさらに積極的な取組がなされ、時代の要請に応えながら大きく発展してきた。

今日、特別対策としての同和対策の法的な根拠となってきた「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「地対財特法」という）が失効し、同和教育もまた、同和問題の解決を中心的な課題としながらも、すべての人々の基本的人権を尊重するための人権教育へと発展的に再構築されようとしている。

そこで、これからの人権教育を進めるに当たって、これまでの同和教育のあゆみを振り返り、その成果や課題を整理してみよう。

イ 同和育の始まり

昭和26（1951）年、宇摩郡天満村の清寧中学校において、本県ではじめて「人権尊重教育研究会」が開かれた。当時としては全国にもまれなことであり、その内容においても優れた取組であった。

研究会開催のきっかけは、同校で授業中に生徒が差別発言をし、さらに、教師が差別発言をしたことが問題になったためである。教師たちは、同和地区に出かけ、子ども会を組織し、子どもたちの生活と家庭学習に深くかかわりながら、校内では同和問題を中心にすえた人権尊重の学習を進め、歴史学習においても同和問題をきちんと位置づけた研究を実践していた。

ちょうどこのころ、県内の別の中学校では、歴史学習の中で同和問題を学習した後、その内容や指導方法について、同和地区の人から強い抗議を受けている。このような例は、昭和30年前後に県下で数件起きている。清寧中学校の同和教育が地区の人々の熱烈な支援を受けたのに対して、このような抗議を受けた学校があったのはなぜだろうか。

それは、昭和27（1952）年、広島県で起きた「吉和中学校事件」に見られるように、差別の現実を踏まえず、観念的な同和教育を進めようとしたことに他ならない。

【コラム 吉和中学校事件】

吉和中学校に勤務するある教員は、担当の社会科2年「武士のおこり」で、士農工商の身分制度に言及し、農民の苦しみを述べた後で、「賤しいといえば、この士農工商の下に賤民をおき、農民は生活が苦しいというけれども、まだその下に賤民がいるのだと慰めた。賤民といわれるのは、平安時代の奴婢か、あるいは帰化人を指したものと思われるが、その奴婢は、前にも説明したように下男であって、一般の民衆となんら変わりはない。」と付け加え、現在もそのような人たちのことを「えた」と呼んでいるといい、黒板に書いて示しながら、「知っている人は手を挙げてごらん。」という、40名の生徒たちが一斉に手を挙げながら一人の少年を注目した。

さらに続けて、「以上のような差別は結婚問題にもよく現れている。社会の人々が、『えた』には嫁にいかぬということも、私にはばかばかしく思われる。明治時代になって、賤民のことを新平民というようになった。そこで、四民平等になった。憲法においては、第14条に国民の自由平等について書いてある。お互いに血を等しくするのだから、仲良く暮らさなくてはならない。」と説明した。

学級におけるただ一人の同和地区出身のこの少年は、クラス全員の冷ややかな視線に耐えかね、帰宅してこのできごとを報告した。

この事件の問題点を、部落解放委員会は、次のように指摘している。

- 部落差別は古い観念の差別であって、それさえ取り除けばいいという観念教育の誤りを犯している。現実にある差別に目をつむり、歴史の授業だけでどんなに善意、熱意に基づいた教育をしても、差別は少しも解消しない。
- 子どもの現実の姿を忘れ、子どもから浮き上がった教育であり、学習によって、子どもの劣等意識を助長させ、とまどわせ、しこりを強化させたのは無益かつ有害であった。

吉和中学校事件の直後、文部省が、学校及び社会教育を通じての同和教育の徹底を指示する次官通達「同和教育について」を出した。そのこともあって、昭和31（1956）年からは、同和教育研究大会が県段階で行われるようになり、各地での実践が交流されるようになった。昭和34（1959）年より、義務教育においては文部省から同和教育研究指定校が委嘱されるようになり、愛媛県では、土居町立天満小学校と新居浜市立泉川中学校が指定され、この指定校を中心に県内各地で同和教育の研究・実践が広まっていった。しかし、昭和35年、新居浜市で長野県出身の同和地区の女性が、部落差別によって自殺するという痛ましい事件が起こった。当時は、この事件をタブー視する傾向が強かったために、教訓、教材とはならなかった。

ウ 同和教育の広がり

昭和40（1965）年、同和対策審議会答申が出され、同和問題の解決は行政の責務であると明記された。そして、昭和43（1968）年、真の民主化と基本的人権擁護の立場から同和教育の正しいあり方を研究し、その推進を図ることを目的として愛媛県同和教育研究協議会（昭和47年に愛媛県同和教育協議会と名称変更）が結成された。

そして、翌44年、「同和対策事業特別措置法」が制定され、同和対策事業が始まった。こうしたことにより、県内における同和教育に対して、年々関心が高まり、昭和47年1月には、5,000人の参加者を得て、愛媛県同和教育推進大会が開催され、県内の同和教育の盛り上がりを見せていった。

昭和47（1972）年、我が国の義務教育史上はじめて、ある教科書会社の中学校社会科教科書に同和問題に関する記述がなされ、同和問題学習の重要性和不可欠性が認識されはじめた。

本県で使用している社会科教科書に同和問題に関する記述が掲載されたのは、小学校は昭和49（1974）年、中学校は翌50年のことだった。

昭和45年に、ある会社の職場寮で、花札遊びをしていた本県出身の高校卒業生が、差別発言をし、その場にいた同和地区出身の青年に大きなショックを与えるという事件が発生した。

当時はまだ「寝た子を起こすな」という考えが強く、高等学校での同和教育はほとんど行われていなかったが、この事件を契機として、小・中・高等学校の連携に基づく同和教育が急速に進展することになった。

県教育委員会は、昭和48（1973）年、「愛媛県同和教育基本方針」を策定し、同和教育に対する姿勢を明確に打ち出すとともに、この基本方針の完全実施を目指して、一層の施策の充実を図った。基本方針には、同和問題の解決は民主主義確立の課題であるから、県民すべてが一体となって取り組むこと、各市町村においては学校教育・社会教育の中で同和教育を徹底し、住民一人ひとりが同和問題を正しく理解して、この問題を解決する意欲と実践力を身に付けるように努めること、などをうたっている。

まもなく、県内のすべての市町村に同和教育協議会が結成され、愛媛県同和教育協議会（以下、「県同教」という。）の支部組織として密接な連携を保ちながら、各地域の同和教育推進の中核として力強く活動を展開していった。

また、県教委は、昭和50（1975）年、同和教育重点目標として、

「県民のすべてが取り組む あたたかい同和教育の展開」

- 差別の現実学ぶ
- 同和問題解決の展望をもち、主体的に取り組む
- 人間関係を大切にする

を掲げ、この目標の具体化のため重点施策として、次の4項目を定め、それに基づき様々な事業を推進してきた。

- ① 人権思想の啓発
- ② 同和教育の充実
- ③ 同和地区の教育と文化の振興
- ④ 同和教育推進体制の確立

県教委が昭和52年（1977）年に同和問題の基礎的な研修図書として刊行した「人の世に熱と光を」は、全教職員に配布された。また、県同教においては、同和教育の授業実践のための学習資料として昭和52（1977）年には、「人間の輪」（高校生用）を、昭和54（1979）年には、「きょうだい」（小学生用）と、「ほのお」（中学生用）を刊行し、その後、改訂を重ねながら、現在県内の各学校で使用されている。

さらに、県同教においては、昭和48（1973）年に会報「えひめ同和教育」を創刊した。

エ 同和教育の深まり

昭和56（1981）年6月に起こった「宮崎問題」は、同和問題に対する教職員の認識が根本から問い直された事件であった。県教委は、翌57年3月、「同和教育実践の手引」を刊行して全教職員に配布した。また、県は、県民の同和問題に対する理解を深めるため、昭和57年度から、「差別をなくする強調月間（11月11日から12月10日まで）」を設定した。以来、県下各地で毎年、差別をなくすための啓発活動が繰り返されてきた。

【コラム 宮崎問題】

昭和56（1981）年6月、宮崎市で開催された全同教課題別研究会に参加した愛媛のA教諭の発言の中に含まれる差別性が指摘され、愛媛の教職員に多くの教訓を残した。

その問題点の第1は、同和問題に対する認識の欠如である。A教諭の「江戸時代、部落の人々は税を払っていなかった」という発言は、明らかに歴史的事実のとらえかたが誤っている。当時の税には、本年貢、雑税、労役のほか身分固有の様々な「役」負担があり、部落の人々も重税に苦しめられていたのである。また、「地区の人々が自重すれば（部落差別は）なくなる」という見方は、差別の原因を被差別の側に求めるものであり、なぜ部落差別がつくられ、残されてきたのかなどの歴史的・社会的認識を欠いているといわざるを得ない。

問題点の第2は、「差別の現実に学ぶ」姿勢の欠如である。「ハップサンダル業の窮状は『橋のない川』の現代版」とか「生活保護を受け毎日ぶらぶらしている」などの発言は、同和地区の生活実態を一面的に見たり、個々人の問題としてしかとらえていない。

同和教育の原点は、一人ひとりの人間が抱えている問題の背景を見つめ、現象に起因する問題の本質をつかもうとすることである。そのためには、教師自身が地域に足を運び、人々の思いや願いを受け止めることが基本である。A教諭の一連の発言からは、そのような態度がうかがえない。

この事件以来、「宮崎問題」を教訓として、教師の同和教育観の確立を図る取組がなされたが、平成2年末、本県のB教諭が入院中、介護付き添いにあたっていた同和地区出身の女性に、きわめて悪質な差別行為をするという事件が発生した。この教諭もまた、同和問題の本質に対する科学的な認識を欠き、差別の現実から学ぼうとする姿勢が欠落していた。

同和教育の、全県的な研究大会は、昭和29（1954）年、「愛媛県同和教育協議会」（昭和43年に愛媛県同和教育研究協議会として再結成）の結成と併せて、初めて開催されている。愛媛県同和教育研究大会（平成13年、愛媛県人権・同和教育研究大会と名称変更）が現在の3,000人規模の大会になったのは、昭和46（1971）年以降である。



愛媛県人権・同和教育研究大会全体会

こうした全県的な同和教育の取組の中で、昭和61（1986）年11月、「部落差別を21世紀に持ち越さない」を合言葉に、全国各地から35,000人もの人々が集まり、第38回全国同和教育研究大会が本県で開催された。この大会では、各地の優れた実践が報告され、県民総ぐるみで取り組む本県の同和教育をより確かなものに前進させるうえで非常に意義あるものとなった。

なお、「四国はひとつ」を合い言葉に、昭和29（1954）年より、四国4県持ち回りで、四国地区同和教育研究大会が開催されてきた。

これら県大会、四国大会へつないでいく研究協議会は、昭和44（1969）年から始まっているが、現在では五つの教育事務所管内ごとに、地区別人権・同和教育研究協議会として開催されており、地域ぐるみの人権・同和教育の推進が図れるよう、各市町村を巡って実施されている。そして、これら一連の研究大会は、同和問題をあらゆる人権課題と連動させながら解決を図っていくという路線をより明確にしつつ発展してきている。

(2) 人権教育をめぐる今日の動向

ア 人権教育としての同和教育へ

平成8（1996）年5月、地域改善対策協議会は「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」と題する意見具申を発表した。それは、これまでの対策に対して「生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備がおおむね完了するなど着実に成果をあげ、様々な面で存在していた較差は大きく改善された」とこれまでの同和対策を評価した。しかし、同和問題については、「国民の差別意識は解消へ向けて進んでいるものの依然として根深く存在」していることを指摘するとともに、引き続き差別解消に向けた教育・啓発の必要性を説いている。そして、今後の方向としては、「これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、人権教育、人権啓発として発展的に再構築」し、「その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組みを踏まえて積極的に推進すべきである。」と人権教育への発展的再構築の姿勢が示された。

イ 「人権教育のための国連10年」への対応

国連での決議を受けて我が国では、平成7（1995）年12月、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年」推進本部が設置され、平成9（1997）年7月には国内行動計画が発表された。この行動計画では、「平和のないところに人権は存在し得ない」「人権のないところに平和は存在し得ない」という21世紀の人権の在り方が示され、あらゆる場を通じた人権教育の推進と解決しなければならない重要課題等が示されている。その中で、同和問題の解決を我が国の人権問題における重要な柱としてとらえ、教育・啓発を積極的に推進すべきであるとしている。そして、人権という理念が人々の間に普及・定着し、お互いの存在や尊厳を認めることが当たり前になる社会づくりを目指している。

また、本県においても平成12（2000）年3月に「『人権教育のための国連10年』愛媛県行動計画―人権文化の創造を目指して―」が策定・発表された。

その中で、今後の愛媛県が目指す人権教育の方向として4つの基本姿勢を示し、すべての

県民が生涯にわたって人権教育に取り組み、同和教育の成果を踏まえながらも国際的視野に立った人権教育を推進することの必要性を示している。また、同和問題をはじめとする8つの重要課題を示し、特に公務員、教職員等人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対しては、主体的に人権教育を推進しなければならないとしている。

ウ 人権擁護推進審議会答申

平成8年に制定された人権擁護施策推進法に従い、人権擁護推進審議会が法務省に設置された。同審議会は、地域改善対策協議会が指摘した「人権教育と啓発の推進」及び「人権侵害の救済」の二つの諮問を受けた。この諮問に対して、平成11（1999）年7月と平成13年（2001）5月にそれぞれの答申が出された。

このうち「人権教育・啓発に関する答申」では、人権及び人権教育・啓発の現状を明らかにし、今後の人権教育・啓発の基本的な在り方と方向性を示している。その中で、国民一人ひとりの人権に対する感性や人権感覚を磨き、日常生活の中で生かされるような人権教育・啓発の必要性を説いている。また、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のために、行政や学校教育、社会教育、家庭などあらゆる機会や場を捉えて人権教育・啓発を推進しなければならないとしている。

エ 法律及び条例

(ア) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月に施行されたこの法律は、教育・啓発の推進に関しての人権擁護推進審議会答申を踏まえ、人権教育及び人権啓発に係る基本理念や国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにした。そして、人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定することなどで、より一層の人権教育及び人権啓発に関する施策を推進することを目的としている。

(イ) 愛媛県人権尊重の社会づくり条例

本県では、平成13（2001）年4月、「人権教育のための国連10年」の取組や人権擁護推進審議会答申、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律などを踏まえ、人権が尊重される社会づくりを目指した「愛媛県人権尊重の社会づくり条例」が施行された。この条例では、人権尊重の社会づくりのための県及び県民の責務を明らかにするとともに、様々な人権施策推進のため、愛媛県人権施策推進協議会を設置することとしている。

(3) 同和教育の成果をこれからの人権教育へ

このように、平成8年の地域改善対策協議会意見具申以来、国際的な人権教育の潮流も踏まえながら、これまでの同和教育はすべての人々の人権を尊重するための人権教育へと再構築されつつある。また、その推進に当たっては、法律や条例が整備され、それに基づいての基本計画も策定されつつある。

しかし、同和教育が、その長いあゆみの中で一貫して主張してきたものは、「差別の現実に深く学ぶ」ということである。それは、教師が、家庭や地域に足を運び、子どもたち一人ひとりの生活背景を見ずえることなしに、問題の本質はつかめないということであった。地域に足を運び、保護者の声を聞き、願いを受け止めることによって、差別の解消を自らの生き方に重

ね、自らの課題とし、解決への展望を持って共に歩むこと。それが、「差別の現実深く学ぶ」ことである。

同和教育は、この「差別の現実深く学ぶ」ということを基本理念とし、問題解決のための重要な視点を、はぐくんできた。たとえば、その重要な視点とは

「被差別の立場に立ちきること」

「相手に寄り添い、共に生きようとする事」

「一人ひとりの違いを認め、相手を尊重すること」

「人と人がつながり、仲間が共に手を携えること」などである。

同和教育が培ってきたこれらのものの見方や考え方、態度は、同和問題をはじめとするすべての人権課題の解決への視点になりうる広がりをもった普遍的な価値である。

そして、それらが具体的に現れた形として、教科書無償制度、全国高等学校統一応募用紙の制定をはじめとする就職差別の撤廃、身元調査お断り運動の展開などがあげられる。これら同和教育の成果は、同和地区の人々だけの人権ではなく、すべての人々の人権を擁護することにつながっていったといえる。

したがって、「差別の現実深く学ぶ」という基本理念は、同和教育の原点であると同時に「人権教育のための国連10年」愛媛県行動計画に示されているように、今後の人権教育推進に当たっても重要な視点となりうるのである。